



裁 決 書

審査請求人

住所又は居所 東大和市桜が丘 1-1449-9-325

氏名 榎本 清

処分庁

東大和市教育委員会

教育長 岡田 博史

審査請求人が令和5年12月19日に提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 情報公開請求者（以下「公開請求者」という。）から教育委員会（以下「処分庁」という。）に対して、「損害賠償請求事件（令和5年（ネ）720号に係る2023年6月13日以降の弁護士からの請求書」を内容とする、令和5年10月12日付けの情報公開請求があった。
- 2 令和5年10月25日、処分庁は、当該行政文書について部分公開決定を行い、公開請求者に通知した。
- 3 令和5年11月6日、審査請求人は、原処分に不服があるとして、審査請求書を提出し、審査庁が受付をしたが、翌7日に審査請求人に対して、審査請求書の不備の補正を求めた。
- 4 令和5年12月19日、審査請求人は、審査請求の訂正を行い、審査請求書を提出した。

審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のようなものである。

(1) 審査請求の趣旨

非公開となっている、部分公開決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 事件番号を非公開としたことは、申請人が当該裁判の原告であることから、その理由はない。

イ 銀行名を非公開としたことは、条例の規定の拡大解釈であり、理由がない。

2 処分庁の主張の要旨

弁明書等における処分庁の主張は、おおむね次のようなものである。

(1) 事件番号

事件番号により各訴訟の事件を特定し訴訟記録の閲覧請求をすることで、訴訟記録に記載された原告の氏名、住所等を知ることができ、特定の個人が識別されること、また、当市における情報公開事務の運用にあたっては、個人に関する一切の情報は非公開を原則とし、公開請求者が、自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求と同様に取り扱うものとしていることから、東大和市情報公開条例（以下、「条例」という。）第7条第2号に該当する。

(2) 振込先

振込先については、弁護士事務所の金融情報であり、第三者に知られることを容認しているとは考え難いこと、また、これらが公にされることで財産を脅かし、犯罪に利用されることも近年の情勢において危惧されることから、条例第7条第4号に該当する。

以上のことから、本件審査請求については、棄却することを求める。

理 由

本件審査請求に関する審査庁の判断は、東大和市情報公開・個人情報保護審査会が行った本件審査請求に係る答申（令和6年12月26日付け東情審答申第19号）における「1審査会の結論」及び「4審査会の判断」と同様である。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第4

5条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年2月12日

審査庁 東大和市教育委員会

教育長 岡田 博史

